

学生活動助成事業（学部長裁量経費：農学部基金）取扱要項

1. 趣 旨

宮崎大学農学部創立100周年を記念して、宮崎大学農学部学生及び農学研究科修士課程の大学院生の自主的な研究活動や社会貢献活動、海外活動を支援する。なお、本助成事業は農学部基金を財源とする。

2. 助成事業

①研究活動支援事業

農学部に所属する学生・大学院生の自主的な研究活動を支援

②社会貢献支援事業

農学部所属の学生・大学院生が主体となる地域貢献やボランティア等、地域の課題解決や活性化を推進する取り組みを支援

③海外活動支援事業

海外でのフィールド調査や国際学会での研究発表、海外での共同研究など研究目的で海外へ渡航するにあたり、渡航費用等として支援

3. 助成額

原則15万円（年間2～3件）

※原則として、研究活動支援事業、社会貢献支援事業は指導教員の管理のもと大学通じて支払処理を行う。

事業終了後、報告書の提出が無い場合は、返還を求める。

※基金の財源がなくなり次第、募集を終了する。

4. 応募資格及び要件

- (1) 応募時及び実施時において、農学部研究室に所属する学部・大学院（修士課程）の正規学生（休学者を除く）であり、指導教員からの推薦があること。
- (2) 申請年度内に開始・終了する活動であること。
- (3) 応募は、一人一件とする。なお、他の助成金等に採択された者および過去に本助成金に採択された者は、応募できない。
- (4) 経費から備品（備品的消耗品を含む）の購入はできない。
- (5) 旅費を申請する場合は、予算内で往復の交通費は最低確保されていること。
- (6) 海外渡航をする際は外務省危険情報において、危険レベル0または1地域での活動であること。危険レベル2以上の地域への立ち入りは認めない。
- (7) 海外での活動はあくまでも自己責任であるため、海外滞在リスクを十分認識し、自らを律すること。
- (8) 海外渡航する際は治療・救援費用無制限の海外旅行保険に加入し、保険証書の写しを提出できること。
※支出等に関して不明なことがありましたら、総務係にご相談ください。
- (9) 採用された方の名前や所属等の情報は、ホームページ及び関連する広報資料に掲載することがあるため、この点を了承の上、応募すること。

5. 応募方法

- (1) 様式：別紙様式1（助成事業①②）または別紙様式2（助成事業③）により作成する。また、必要に応じて見積書等を添付すること。
- (2) 締切：令和7年6月26日（木）※厳守
☆ ただし、戦略重点経費の採択状況により変更することもある。
- (3) 提出先：総務係 岩城・森永 n-kaikei@of.miyazaki-u.ac.jp

6. 採択及び決定通知

選考は学部執行部で行う。採択の結果は、学部長が申請者に通知する。

7. 事業の実施期間

事業の実施は、原則として当該年度中に終了するものとし、翌年度への繰越は認めない。

8. 実施報告書の提出

採択者は、当該年度中に、別紙様式3「学生活動助成金（学部長裁量経費：農学部基金）実施報告書」を提出するものとする。